

黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請要項

【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、奈良県から施設の使用制限等の要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮に協力し、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）の交付決定を受けた事業者であって、村内にその対象となる施設を有する事業者に対し、黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「村協力金」という。）を交付します。

○交付額 1事業者あたり10万円（1回のみ）

※ 事業者とは、事業活動拠点として、自己所有又は賃貸の施設を運営するもの。

【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 県協力金の交付対象となる要件を満たしており、県協力金の交付決定を受けている事業者であること。
- (2) 県協力金の交付申請における対象施設の中に、令和元年12月31日時点で黒滝村内に住所を有する施設の事業所※1（関連する事務所を含む）において、事業を営む営業実態のある中小企業その他の法人※2及び個人事業主※3であること。
- (3) 村税及び村使用料を滞納していないこと（徴収を猶予されているものは除く。）。
- (4) 申請を行う者又は構成員とその法人の役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

※1 本協力金における事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所（例：事務所等）をいいます。複数の事務所を設けている場合であっても、それらの運営主体が同じである場合は、一事業者として申請してください。また、同じ事務所を複数の事業者が運営している場合は、事業者毎に申請してください。自宅を事業活動拠点としている場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する村内に事業所を有する会社、従業員100人以下のNPO法人等

※3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する村内に事業所を有する個人

【申請手続】

(1) 申込受付期間

令和2年7月1日（水曜日）～同年10月30日（金曜日）

※ただし、県協力金の交付決定の日が申込み受付期間を過ぎる場合は、受付期間は県協力金の交付決定通知日の10日後までとします。

(2) 申請方法

原則、郵送とする（感染拡大防止の観点から、持参による申請はご遠慮ください。）簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※申込み受付期間内必着

(3) 申請に必要な書類等

1. 黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（第1号様式）
2. 奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付決定通知の写し
3. 奈良県に提出した書類の写し

（ア）奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（提出分）

（イ）営業実態が確認できる資料

（ウ）休業等の状況が分かる資料

※（ウ）については、張り紙や写真等の協力状況が分かるものを提出してください。

4. 上記1の申請書（第1号様式）に記載の振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し（通帳1ページ目の見開き部分）

※振込先口座は申請者ご本人名義（法人の場合は当該法人名義）の口座に限ります。

※インターネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとインターネットバンキングの支店名・口座番号・名義人が分かるページの写しを提出してください。

(4) 申請書等の郵送先

〒638-0292 黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場 企画政策課 「協力金受付係」 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

【お問い合わせ先】

黒滝村役場 企画政策課

TEL：0747-62-2031 FAX：0747-62-2569

MAIL：kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

【協力金の交付】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、協力金交付決定通知を送付するとともに、本協力金を申請口座へ振り込みます。

一方、申請書類の確認の結果、内容が適正と認められないときは、協力金不交付

決定通知を送付します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

【協力金の返還】

協力金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段等により本協力金を受領した場合、申請者は、本協力金を返還するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を納付いただくことになります。

また、本協力金を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を村に納付しなければなりません。

【交付事業者の紹介】

協力金の交付決定を受けられた事業者については、事業者の施設名（屋号）を村のホームページでご紹介させていただくことがあります。

【その他】

1. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出てください。その場合は村担当課まで事前にご連絡ください。
2. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、速やかにその旨を届け出てください。届出をされる方は、村担当課まで事前にご連絡ください。
3. 本協力金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、黒滝村は、事業所の活動状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
4. 申請書類に記載された情報を国及び県及び村税務担当課と情報を共有することがあります。
5. 奈良県協力金を受給していることを確認するため、申請書類に記載された情報を、奈良県と情報の照合をすることがあります。
6. 申請書類に記載された情報を、黒滝村暴力団排除条例に基づき、奈良県警察本部に提供することがあります。